

査答申請第55号
平成28年 5月 6日

生駒市長 小紫雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会
会長 石田榮仁郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成25年12月24日付け生病第58号で諮問のあった下記の事案について、
別紙のとおり答申します。

記

「指定管理者との交渉記録等について」の不開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第56号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、平成25年11月26日付け生病第50-2号で行った決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成25年11月26日付け生病第50-2号で行った不開示処分を取り消す。

2 異議申立ての理由

- (1) 善良なる市民（納税者）が公でない行政手続を法令の下、情報開示を求めたが不開示になった為。
- (2) 過去の協議や検討（交渉記録等）を開示請求しているのであって、今後の協議や検討状況を求めているのではない。
- (3) 納税金が市民の為に正しい話し合いが実施されたのか確認し、健全で活力ある生駒市を育てる為。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における口頭理由説明で行った主張は、概ね次のとおりである。

- 1 市立病院の管理運営に関する事項について、市と指定管理者の双方の交渉段階における発言内容等が公になった場合、双方の率直な意見の交換が阻害され、市が望むような協議・交渉結果が得られず、事務事業に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第5号（イ）に該当するため、開示することはできない。

- 2 本市と指定管理者との市立病院の管理運営に関する事項についての協議・交渉は現時点においても継続中である。

したがって、これを公にすることは、今後の協議・交渉に支障をきたすおそれがあり、条例第7条第5号柱書に該当するため、開示することはできない。

- 3 本市と指定管理者の双方の合意形成過程の発言内容等が公になった場合、協議中の発

言内容によっては、市民等に対し指定管理者について誤解を与えるおそれがあり、条例第7条第5号（オ）に該当するため、開示することはできない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が平成25年11月26日付け生病第50-2号の行政文書不開示決定通知書で特定した「指定管理者との交渉記録」である。

2 条例第7条第5号柱書の該当性について

条例第7条第5号柱書は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものは、不開示としている。

本件行政文書は、実施機関と指定管理者との市立病院の管理運営に関する事項についての協議・交渉記録である。

この協議・交渉は両者が繰り返し意見交換を行うことができるという信頼関係を基に形成されるもので、現在も継続中である。

このことから、交渉過程における双方の交渉・協議内容等を公にすると、信頼関係が損なわれ、今後率直な意見交換ができなくなる。そうすると、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれが生じる。

したがって、本件行政文書は条例第7条第5号柱書に該当するといえる。

3 条例第7条第5号（イ）の該当性について

条例第7条第5号（イ）は、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものは、不開示としている。

本件行政文書を公にすると、市の交渉方針、方法等が明らかになることとなり、将来同種の協議、交渉事案において市は対等な交渉を行うことができない。

そうすると、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれが生じる。

したがって、本件行政文書は条例第7条第5号（イ）に該当するといえる。

4 条例第7条第5号（オ）の該当性について

条例第7条第5号（オ）は、「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があるものは、不開示としている。

市立病院は市の病院事業であって、指定管理者に管理を行わせるものである。

市と指定管理者双方の発言内容等を公にすると、発言内容によっては、市民等に対し指定管理者の業務遂行について誤解を与え、結果として、市の病院事業に支障をきたすおそれがある。

したがって、本件行政文書は条例第7条第5号（オ）に該当するといえる。

5 以上のとおりであるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年12月24日	・実施機関からの諮問を受けた。
平成26年10月7日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成26年10月27日	・異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成27年10月13日 (第114回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成27年11月9日 (第115回審査会)	・実施機関の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成27年12月7日 (第116回審査会)	・異議申立人の口頭意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成28年1月21日 (第117回審査会)	・審議を行った。
平成28年3月23日 (第118回審査会)	・審議を行った。
平成28年4月19日 (第119回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	